【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成19年12月26日
【中間会計期間】	第168期中（自　平成19年４月１日　至　平成19年９月30日）
【会社名】	東海パルプ株式会社
【英訳名】	TOKAI PULP & PAPER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員　　安本　昌司
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【電話番号】	0547(36)5157
【事務連絡者氏名】	財務部長　　河合　稔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲２丁目４番１号　常和八重洲ビル
【電話番号】	03(3281)8581
【事務連絡者氏名】	財務部長　　河合　稔
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

（注）当社は特種製紙株式会社と共同して株式移転により、平成19年４月２日付で完全親会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立いたしましたので、東京証券取引所において平成19年３月27日に上場廃止となっております。

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第166期中	第167期中	第168期中	第166期	第167期
会計期間		自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日	自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日	自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日
売上高	（百万円）	26,863	31,494	31,828	54,738	64,216
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	989	750	△329	1,869	1,582
中間（当期）純利益又は中間純損失（△）	（百万円）	639	300	△343	1,590	417
純資産額	（百万円）	20,084	21,596	20,617	21,899	21,639
総資産額	（百万円）	76,112	90,358	91,047	84,445	90,078
１株当たり純資産額	（円）	312.81	326.26	308.39	337.80	324.45
１株当たり中間（当期）純利益又は１株当たり中間純損失（△）	（円）	9.95	4.64	△5.22	23.95	6.43
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	8.67	4.07	―	20.88	―
自己資本比率	（%）	26.4	23.5	22.3	25.9	23.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	988	401	1,589	4,255	2,959
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△3,089	△2,171	△2,762	△9,074	△4,423
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	1,802	1,559	1,222	5,031	1,342
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	638	937	1,076	1,148	1,026
従業員数	（名）	1,182	1,338	1,285	1,165	1,329

（注）１　売上高には、消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）は含まれておりません。
２　第167期及び第168期中の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
３　純資産額の算定にあたり、第167期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第166期中	第167期中	第168期中	第166期	第167期
会計期間		自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日	自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日	自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日
売上高	(百万円)	21,903	22,595	23,650	43,678	45,634
経常利益 又は経常損失(△)	(百万円)	822	900	△173	1,571	1,634
中間（当期）純利益 又は中間純損失（△）	(百万円)	434	512	△41	1,219	601
資本金	(百万円)	6,404	6,461	6,572	6,461	6,572
発行済株式総数	(千株)	64,876	65,193	65,819	65,193	65,819
純資産額	(百万円)	18,837	19,806	19,205	20,251	19,888
総資産額	(百万円)	66,150	73,810	75,109	73,213	73,516
１株当たり配当額	(円)	3.50	3.50	27.35	7.00	9.00
自己資本比率	(%)	28.5	26.8	25.6	27.7	27.1
従業員数	(名)	496	496	483	496	491

(注) １　売上高には、消費税等は含まれておりません。
２　提出会社の１株当たり情報については、第五号様式記載上の注意(4) ｂただし書に基づき省略しております。
３　純資産額の算定にあたり、第167期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用第８号）を適用しております。

２【事業の内容】

当社は、特種製紙株式会社と共同して株式移転により、平成19年４月２日付で完全親会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立いたしました。

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は当社、当社の親会社である特種東海ホールディングス株式会社、子会社10社及び関連会社６社で構成されており、その主な事業の内容について、重要な変更はありません。

３【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において連結子会社であった株式会社白峰商会は、平成19年10月１日付で株式会社東海フォレスト（存続会社）と合併しております。

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 特種東海ホールディングス㈱	静岡県島田市	11,485	傘下子会社及びグループの経営管理並びにそれに附帯する業務	100.0	当社の経営指導 当社が同社の業務を受託 役員の兼任　５名 同社より資金の借入あり。

(注)　有価証券報告書の提出会社であります。

４【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年９月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
製紙事業	972
加工事業	247
環境事業	66
合計	1,285

（注）　従業員は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成19年９月30日現在

従業員数（名）	483

（注）　従業員は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、昭和21年２月に結成された東海パルプ労働組合を始めとして計３組織（組合員数749人）あり、主に「日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会」に加盟しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第２【事業の状況】

「第２　事業の状況」における各事項の金額については、消費税等は含んでおりません。

１【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰や米国景気の減速懸念などにより先行きへの不透明感は増したものの、企業収益回復を背景とした民間設備投資の増加や、雇用情勢の改善に伴う個人消費の持ち直しが見られ、景気は緩やかな拡大基調を辿りました。

このような状況の中、当社グループは、中期経営計画ＮＰ－３のもと、①顧客満足度を高めるために非価格競争力を強化する、②徹底したマーケットニーズの把握による商品開発とコストダウンによる競争力の強化に取り組む、③企業間連携等により各事業領域の拡大を図る、④既存事業に加えて新たな環境事業の展開を図る、を主目標として、環境の激変にも耐え得る強い収益体質の確立に向けて鋭意努力してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の連結業績は、売上高で318億28百万円と前年同期に比べてほぼ横這いとなりました。収益面では、原燃料価格高騰によるコストアップの影響や税制改正による減価償却費の増加などにより、経常損失は３億29百万円（前年同期は経常利益７億50百万円）、中間純損失は３億43百万円（前年同期は中間純利益３億円）となりました。

事業のセグメントの状況は、以下のとおりであります。

＊製紙事業

紙パルプ業界におきましては、板紙における国内出荷は、景気回復や気候要因による需要の増加により堅調に推移しました。洋紙における国内出荷は、カタログ・パンフレットなどの商業印刷用紙を中心に需要は底堅く推移しました。

一方、資材関係では、重油、古紙、チップなどの原燃料価格の高騰により、経営環境は厳しいものとなりました。

当社におきましては、主力製品である段ボール原紙の販売量は、猛暑の影響から飲料メーカー向けの需要増に支えられ、前年同期並みを確保いたしました。販売価格については、９月より修正を実施いたしました。

洋紙の主力製品であるクラフト紙は、化学薬品・米袋向けを中心に国内需要は低調に推移しましたが、販売量は輸出数量の拡大により前年同期を上回りました。販売価格については、修正が浸透しました。

加工原紙・特殊紙は引続き、工業製品向けの拡販に加えて、高採算製品の開発を推進しており、販売量も前年同期に比べて若干増加いたしました。

家庭紙は、昨年度に明治製紙株式会社を子会社化し、家庭紙分野の拡大を図りました。販売価格については、修正が浸透しました。

この結果、当セグメントにおける売上高は237億68百万円(前年同期比2.7%増)、営業損失は１億82百万円(前年同期は営業利益８億35百万円)となりました。

＊加工事業

加工品の主力製品であるペーパータオルは、通販向けや病院・介護施設向けは増加しましたが、市場の競争も激化しており、販売量は前年同期並みの水準に留まりました。販売価格については、引続き廉価品の割合が増加し、平均価格は弱含みで推移しました。

ラミネート加工品におきましては、資材価格上昇の影響はあったものの、採算重視で臨んだ結果、販売量は減少しましたが、固定費削減が寄与して前年同期に比べて若干の増益となりました。

段ボール製品におきましては、販売量は前年同期に比べて増加いたしましたが、利益面で原紙価格上昇の影響が大きく、厳しい状況となりました。

この結果、当セグメントにおける売上高は72億24百万円(前年同期比3.8%減)、営業利益は56百万円(前年同期比99.0%増)、となりました。

＊環境事業

環境事業におきましては、株式会社レックスにおけるサーマルリサイクルによる燃料化事業や、当社における電力販売事業は、概ね順調に推移しております。

土木・造園事業におきましては、民間設備投資が回復しているものの、公共事業投資は依然抑制が続いており、受注競争の激化など、厳しい状況で推移いたしました。

この結果、当セグメントにおける売上高は８億35百万円(前年同期比1.3%減)、営業利益は60百万円(前年同期比24.7%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前中間連結会計期間末から１億38百万円増加し、10億76百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は15億89百万円（前年同期比11億88百万円の増）となりました。前年同期に比べ増加した主な要因は、売上債権の減少30億50百万円、税金等調整前中間純利益の減少10億54百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は27億62百万円（前年同期比５億90百万円の増）となりました。前年同期に比べ増加した主な要因は、投資有価証券の取得による支出の減少３億34百万円、国庫補助金受入額の減少７億83百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果調達した資金は12億22百万円（前年同期比３億37百万円の減）となりました。前年同期に比べ減少した主な要因は、配当金の支払額の増加１億32百万円によるものです。

２【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。なお、環境事業のうち、土木緑化工事については(2) 受注実績において受注高と受注残高を示しております。

事業の種類別セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同期比（%）
製紙事業	32,536	3.7
加工事業	5,532	△16.5
環境事業	178	18.6

（注）１　セグメント間取引については、相殺消去しております。
２　金額は、販売価格によっており、自家用も含まれております。

(2) 受注実績

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（%）	受注残高（百万円）	前年同期比（%）
環境事業	843	8.8	795	5.0

（注）　受注実績は、環境事業のうち、土木緑化工事について記載しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（%）
製紙事業	23,768	2.7
加工事業	7,224	△3.8
環境事業	835	△1.3
合計	31,828	1.1

（注）１　セグメント間取引については、相殺消去しております。
２　主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合（%）	販売高(百万円)	割合（%）
三菱商事株式会社	6,433	20.4	6,502	20.4
新生紙パルプ商事株式会社	3,229	10.3	3,012	9.5

３【対処すべき課題】

(1) 統合シナジーの追求

当社は、平成18年11月21日の経営統合基本合意時に公表いたしました当社・特種製紙株式会社、両社のシナジー効果を追求してまいります。経営統合公表以来、この１年間の原材料価格はかつて経験したことのないほど高騰を続けており、当社の収益を大きく圧迫しております。そのような環境変化の中、現在、総ての事業について見直しを進めており、統合シナジーを最大限に発現するための事業分野の再構築に着手しております。

(2) 統合シナジーの追求

当社グループは、当社の親会社である特種東海ホールディングス株式会社、子会社９社及び関連会社６社で構成されております。これまでの発想に囚われることなく、経営資源の有効活用と事業の選択と集中を進めるべく機動的な見直しを行ってまいります。グループ全体での経営合理化により企業価値の最大化を実現できる組織体制の構築を目指してまいります。

(3) 他社連携の深化

既に公表済みの同業他社との連携につきましては、経営効率化のみならず、ユーザーニーズへの的確な対応や環境変化へのスピーディなアクションを行うことで、双方の企業価値の向上とともに株主価値の最大化を目指してまいります。製品開発の強化、生産体制の再構築、販売機能の強化などそれぞれの課題に向け、一層の深化を図ってまいります。

(4) 開発力の強化

多様化する社会ニーズと変化する原料諸資材情勢など、製紙産業を取り巻く環境は大きな変化の中にあり、これまでにもましてユーザーニーズの変化を的確に捉えた製品開発を行うことが必要になっております。特種製紙株式会社が持つ染色や機能紙の開発技術と当社が持つ古紙処理などのリサイクル技術などを融合することで、さらなる開発力の強化に取り組んでいく所存でおります。

(5) 環境への配慮

これまでも循環型産業として古紙のリサイクルやバイオマスエネルギーの積極的活用などに取り組んでまいりました。今後についても、これまでの継続してきた環境保全活動をさらに発展させてまいります。このような活動に加えて、当社の100周年事業の一環として、南アルプスの椹島に白簇史朗写真館を建設するなど、南アルプスの自然保全と広く社会の皆様に利用していただく取り組みを進めております。

４【経営上の重要な契約等】

(1) 日清紡績株式会社との事業提携契約

特種東海ホールディングス株式会社及び当社並びに特種製紙株式会社は、平成19年７月10日、日清紡績株式会社との間で事業提携の検討開始および資本提携に関し合意いたしました。

５【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発活動は、製紙事業を中心に原材料の開発、製品開発と生産工程に関わる技術開発に重点をおいて行っております。

製品開発につきましては、ＦＳＣ認証森林材や当社南アルプスの間伐材を利用した紙等の環境対応型の商品開発、あるいは紙に多様な機能を付与させた特殊紙（ファンシーペーパー、機能紙、工業用紙）の開発に注力しております。

生産技術開発につきましては、コスト競争力強化とあわせて非価格競争力強化を念頭に、生産効率の向上、品質向上、省エネルギー、省資源に取り組んでおります。また、原料開発の積極的な推進及び幅広い古紙の利用技術の開発並びに薬品の利用技術の開発にも取り組んでおります。

併せて、化石燃料から廃棄物を有効利用したバイオマス燃料へのエネルギー転換、ＬＮＧへのエネルギー転換など、二酸化炭素の削減を目的とした環境にやさしい技術開発活動を行っております。

なお、当中間連結会計期間の研究開発費は、131百万円であります。

第３【設備の状況】

「第３　設備の状況」における各事項の金額については、消費税等は含んでおりません。

１【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

前連結会計年度末に計画していた重要な設備の新設、除却等についての変更は、次のとおりであります。

①東海パルプ㈱パルプ製造工程増産工事の完成予定年月

完成予定年月を平成19年８月としておりましたが、平成20年３月に変更いたします。

②明治製紙㈱伝法工場の土地売却

予定時期を平成19年10月としておりましたが、平成20年３月に変更いたします。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた新設計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名（所在地）	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資額（百万円）	完成年月	完成後の増加能力
明治製紙㈱	鷹岡工場（静岡県富士市）	製紙事業	紙管内製化工事	99	平成19年７月	－
明治製紙㈱	鷹岡工場（静岡県富士市）	製紙事業	加工ライン集約化工事	100	平成19年８月	－
明治製紙㈱	鷹岡工場（静岡県富士市）	製紙事業	１号抄紙機改修工事	403	平成19年８月	500ｔ／月

(3) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は、次のとおりであります。

会社名	事業所名（所在地）	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額（百万円）		資金調達方法	着手年月	完成予定年月	完成後の増加能力
				総額	既支払額				
東海パルプ㈱	島田工場（静岡県島田市）	製紙事業	工場発電設備	780	161	自己資金	平成19年９月	平成20年９月	－
東海パルプ㈱	島田工場（静岡県島田市）	製紙事業	受変電設備更新	907	1	自己資金	平成19年８月	平成20年９月	－
東海パルプ㈱	島田工場（静岡県島田市）	製紙事業	９号機抄紙機建屋耐震補強	185	－	自己資金	平成19年９月	平成20年５月	－
東海パルプ㈱	島田工場（静岡県島田市）	製紙事業	排水処理設備強化（第３期）	582	－	自己資金	平成19年10月	平成20年９月	－

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	216,000,000
計	216,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（平成19年９月30日）	提出日現在発行数（株）（平成19年12月26日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	65,819,894	65,819,894	非上場・非登録	―
計	65,819,894	65,819,894	―	―

（注）１　当社は平成19年４月２日付で、特種製紙株式会社と株式移転により経営統合を目的とした共同持株会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立いたしました。これに伴い、同日付で普通株式はすべて同社に移転されております。
なお、当社の株式は、東京証券取引所において平成19年３月27日に上場廃止となっております。
２　当社の株式は譲渡制限株式であり、株式を譲渡するには取締役会の承認が必要となります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成19年４月１日～平成19年９月30日	―	65,819,894	―	6,572	―	3,994

(5) 【大株主の状況】

平成19年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
特種東海ホールディングス株式会社	静岡県島田市向島町4379番地	65,819,894	100.00
計	―	65,819,894	100.00

（注）当社は、特種製紙株式会社と共同して株式移転により、平成19年４月２日に完全親会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立いたしました。このため、前事業年度末現在主要株主でなかった特種東海ホールディングス株式会社が、当中間期末では主要株主となっております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　65,819,000	65,819	―
単元未満株式	普通株式　894	―	―
発行済株式総数	65,819,894	―	―
総株主の議決権	―	65,819	―

②【自己株式等】

平成19年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
―	―	―	―	―	―
計	―	―	―	―	―

２【株価の推移】

当社株式は、当該中間会計期間において非上場・非登録のため、該当事項はありません。

３【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第５【経理の状況】

１　中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年４月１日から平成19年９月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年４月１日から平成19年９月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２　監査証明について

当社は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年４月１日から平成19年９月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年４月１日から平成19年９月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

区分	注記番号	前中間連結会計期間末（平成18年９月30日）			当中間連結会計期間末（平成19年９月30日）			前連結会計年度要約連結貸借対照表（平成19年３月31日）		
		金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）
（資産の部）										
Ⅰ　流動資産										
1　現金及び預金			948			1,092			1,040	
2　受取手形及び売掛金	※6		16,258			16,082			16,536	
3　たな卸資産			5,922			6,282			6,064	
4　繰延税金資産			828			1,003			861	
5　その他			320			305			479	
貸倒引当金			△52			△47			△49	
流動資産合計			24,225	26.8		24,719	27.2		24,932	27.7
Ⅱ　固定資産										
1　有形固定資産	※1,2									
(1) 建物及び構築物		8,837			10,976			11,101		
(2) 機械装置及び運搬具		31,710			31,454			31,236		
(3) 土地		7,641			7,690			7,768		
(4) 建設仮勘定		2,745			2,326			394		
(5) その他		1,065	52,000		985	53,434		1,031	51,532	
2　無形固定資産										
(1) のれん		1,548			1,329			1,380		
(2) その他		271	1,820		260	1,590		288	1,668	
3　投資その他の資産										
(1) 投資有価証券	※2,4	10,640			9,734			10,301		
(2) 長期貸付金		90			68			72		
(3) 繰延税金資産		507			499			491		
(4) その他		1,174			1,092			1,169		
貸倒引当金		△101	12,311		△91	11,302		△91	11,944	
固定資産合計			66,132	73.2		66,327	72.8		65,145	72.3
資産合計			90,358	100.0		91,047	100.0		90,078	100.0

区分	注記番号	前中間連結会計期間末（平成18年９月30日）		当中間連結会計期間末（平成19年９月30日）		前連結会計年度要約連結貸借対照表（平成19年３月31日）	
		金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
（負債の部）							
Ⅰ　流動負債							
1　支払手形及び買掛金	※６	16,485		16,589		16,355	
2　短期借入金	※２	27,624		31,141		29,756	
3　未払法人税等		505		27		480	
4　繰延税金負債		16		17		16	
5　賞与引当金		393		396		393	
6　修繕引当金		487		368		561	
7　その他		5,722		8,449		4,515	
流動負債合計		51,235	56.7	56,989	62.6	52,079	57.8
Ⅱ　固定負債							
1　新株予約権付社債		3,261		－		―	
2　長期借入金	※２	11,651		11,231		13,982	
3　繰延税金負債		1,817		1,234		1,427	
4　退職給付引当金		466		403		354	
5　役員退職慰労引当金		320		335		355	
6　環境対策引当金		―		228		228	
7　その他		9		6		8	
固定負債合計		17,526	19.4	13,439	14.8	16,358	18.2
負債合計		68,761	76.1	70,429	77.4	68,438	76.0
（純資産の部）							
Ⅰ　株主資本							
1　資本金		6,461	7.2	6,572	7.2	6,572	7.3
2　資本剰余金		3,897	4.3	4,014	4.4	4,014	4.5
3　利益剰余金		9,426	10.4	8,609	9.5	9,315	10.3
4　自己株式		△40	△0.0	－	－	△7	△0.0
株主資本合計		19,744	21.9	19,197	21.1	19,895	22.1
Ⅱ　評価・換算差額等							
1　その他有価証券評価差額金		1,479	1.6	1,099	1.2	1,452	1.6
2　繰延ヘッジ損益		0	0.0	2	0.0	0	0.0
評価・換算差額等合計		1,480	1.6	1,101	1.2	1,453	1.6
Ⅲ　少数株主持分		372	0.4	319	0.3	291	0.3
純資産合計		21,596	23.9	20,617	22.6	21,639	24.0
負債純資産合計		90,358	100.0	91,047	100.0	90,078	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記番号	前中間連結会計期間（自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）			当中間連結会計期間（自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）			前連結会計年度 要約連結損益計算書（自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）		
		金額（百万円）		百分比（%）	金額（百万円）		百分比（%）	金額（百万円）		百分比（%）
Ⅰ　売上高			31,494	100.0		31,828	100.0		64,216	100.0
Ⅱ　売上原価			25,116	79.7		26,531	83.4		51,308	79.9
売上総利益			6,378	20.3		5,296	16.6		12,907	20.1
Ⅲ　販売費及び一般管理費	※１		5,559	17.7		5,448	17.1		11,166	17.4
営業利益又は営業損失(△)			818	2.6		△151	△0.5		1,740	2.7
Ⅳ　営業外収益										
1　受取配当金		77			79			136		
2　その他		168	246	0.8	145	224	0.7	391	527	0.8
Ⅴ　営業外費用										
1　支払利息		233			306			504		
2　その他		81	315	1.0	94	401	1.2	181	686	1.0
経常利益又は経常損失(△)			750	2.4		△329	△1.0		1,582	2.5
Ⅵ　特別利益										
1　貸倒引当金戻入額		3			2			12		
2　固定資産売却益	※２	－			2			27		
3　国庫補助金等受入益		－			216			－		
4　投資有価証券売却益		23	27	0.1	－	221	0.7	50	90	0.1
Ⅶ　特別損失										
1　固定資産売却損	※３	4			9			14		
2　固定資産除却損	※４	36			113			118		
3　減損損失	※５	－			36			－		
4　投資有価証券評価損		8			－			8		
5　投資有価証券売却損		－			－			1		
6　役員退職慰労金		68			－			68		
7　社債償還損		－			－			70		
8　環境対策引当金繰入額		－			－			228		
9　経営統合関連費用	※６	－			－			252		
10　過年度役員退職慰労引当金繰入額		－			69			－		
11　たな卸資産評価変更差額		－	119	0.4	60	288	0.9	－	763	1.2
税金等調整前中間（当期）純利益又は税金等調整前中間純損失(△)			658	2.1		△396	△1.2		909	1.4
法人税、住民税及び事業税		429			50			701		
法人税等調整額		△69	360	1.1	△100	△50	△0.1	△201	500	0.7
少数株主損失(△)			△2	△0.0		△3	△0.0		△8	△0.0
中間（当期）純利益又は中間純損失(△)			300	1.0		△343	△1.1		417	0.7

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年３月31日　残高（百万円）	6,461	3,881	9,403	△158	19,587
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）			△228		△228
役員賞与（注）			△50		△50
中間純利益			300		300
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		16		117	133
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	－	16	22	117	156
平成18年９月30日　残高（百万円）	6,461	3,897	9,426	△40	19,744

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成18年３月31日　残高（百万円）	2,311	－	2,311	270	22,170
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）					△228
役員賞与（注）					△50
中間純利益					300
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					133
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△832	0	△831	101	△729
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	△832	0	△831	101	△573
平成18年９月30日　残高（百万円）	1,479	0	1,480	372	21,596

（注）平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自平成19年４月１日　至平成19年９月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年３月31日　残高（百万円）	6,572	4,014	9,315	△7	19,895
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△361		△361
中間純損失			△343		△343
自己株式の処分				7	7
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	－	－	△705	7	△698
平成19年９月30日　残高（百万円）	6,572	4,014	8,609	－	19,197

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成19年３月31日　残高（百万円）	1,452	0	1,453	291	21,639
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△361
中間純損失					△343
自己株式の処分					7
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△353	1	△352	28	△323
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	△353	1	△352	28	△1,021
平成19年９月30日　残高（百万円）	1,099	2	1,101	319	20,617

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年４月１日　至平成19年３月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年３月31日　残高（百万円）	6,461	3,881	9,403	△158	19,587
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	111	111			223
剰余金の配当（注）			△456		△456
役員賞与（注）			△50		△50
当期純利益			417		417
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		21		151	173
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	111	133	△88	150	307
平成19年３月31日　残高（百万円）	6,572	4,014	9,315	△7	19,895

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成18年３月31日　残高（百万円）	2,311	－	2,311	270	22,170
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					223
剰余金の配当（注）					△456
役員賞与（注）					△50
当期純利益					417
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					173
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△859	0	△858	20	△838
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	△859	0	△858	20	△530
平成19年３月31日　残高（百万円）	1,452	0	1,453	291	21,639

（注）このうち、平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目は、剰余金の配当228百万円及び役員賞与50百万円であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記番号	前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日） 金額（百万円）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日） 金額（百万円）	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日） 金額（百万円）
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー				
1　税金等調整前中間（当期）純利益又は税金等調整前中間純損失（△）		658	△396	909
2　減価償却費		2,204	2,521	4,450
3　退職給付引当金の増減額（減は△）		△14	48	△126
4　役員退職慰労引当金の増減額（減は△）		9	△20	44
5　受取利息及び受取配当金		△77	△81	△136
6　損害保険金		－	－	△89
7　支払利息		233	306	504
8　国庫補助金等受入益		－	△216	－
9　有形固定資産除却損		36	113	118
10　投資有価証券売却益		△23	－	△50
11　減損損失		－	36	－
12　環境対策引当金繰入額		－	－	228
13　売上債権の増減額（増は△）		△2,597	453	△2,875
14　たな卸資産の増減額（増は△）		△385	△218	△527
15　仕入債務の増減額（減は△）		499	233	369
16　役員賞与の支払額		△50	－	△50
17　その他		496	△442	1,235
小計		988	2,337	4,005
18　利息及び配当金の受取額		77	81	136
19　利息の支払額		△235	△306	△509
20　法人税等の支払額		△429	△523	△763
21　損害保険金の受取額		－	－	89
営業活動によるキャッシュ・フロー		401	1,589	2,959
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー				
1　定期預金の預け入れによる支出		△3	△3	△6
2　定期預金の払い戻しによる収入		6	－	6
3　有形固定資産の取得による支出		△2,903	△2,985	△5,338
4　有形固定資産の売却による収入		6	76	145
5　国庫補助金等の受入による収入		999	216	999
6　投資有価証券の取得による支出		△341	△7	△439
7　投資有価証券の売却による収入		54	0	214
8　貸付金の回収による収入		4	4	23
9　連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入		41	－	41
10　その他		△35	△64	△70
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,171	△2,762	△4,423

区分	注記番号	前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日） 金額（百万円）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日） 金額（百万円）	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日） 金額（百万円）
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー				
1　短期借入金の増減額（減は△）		3,622	1,441	3,915
2　長期借入れによる収入		2,039	－	7,439
3　長期借入金の返済による支出		△4,265	△2,807	△6,895
4　関係会社からの預り金による収入		－	2,950	－
5　新株予約権付社債の償還による支出		－	－	△3,108
6　自己株式の売却による収入		194	－	251
7　自己株式の取得による支出		△0	－	△0
8　配当金の支払額		△228	△360	△456
9　少数株主への配当金の支払額		△2	△1	△2
10　少数株主に対する株式の発行による収入		200	－	200
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,559	1,222	1,342
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額（減は△）		△210	49	△121
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高		1,148	1,026	1,148
Ⅵ　現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	※1	937	1,076	1,026

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
１　連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数　10社 連結子会社名　㈱東海フォレスト、㈱テック東海、南信パルプ㈱、東海加工紙㈱、㈱リソース東海、大一コンテナー㈱、東海物流システム㈱、㈱白峰商会、㈱レックス、明治製紙㈱ なお、明治製紙㈱については、第三者割当増資の引受けにより子会社となったことから、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めることと致しました。 (2) 非連結子会社の数　１社 非連結子会社名　久保田製紙㈱ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社（久保田製紙㈱）は、小規模であり、その総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。	１　連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数　９社 連結子会社名　㈱東海フォレスト、㈱テック東海、東海加工紙㈱、㈱リソース東海、大一コンテナー㈱、東海物流システム㈱、㈱白峰商会、㈱レックス、明治製紙㈱ なお、㈱白峰商会は、平成19年10月１日付で㈱東海フォレスト（存続会社）と合併しております。 (2) 非連結子会社の数　１社 同左 連結の範囲から除いた理由 同左 （追加情報） 開示対象特別目的会社の概要、取引金額等については「開示対象特別目的会社関係」として記載しております。 なお、当中間連結会計期間より「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号　平成19年３月29日）を適用しております。	１　連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数　９社 主要な連結子会社名は、「第１．企業の概況、４関係会社の状況」に記載しているため記載を省略しております。 なお、明治製紙㈱については、第三者割当増資の引受けにより子会社となったことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めることと致しました。南信パルプ㈱については、平成19年３月26日を以て清算結了致しました。 (2) 非連結子会社の数　１社 同左 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社（久保田製紙㈱）は、小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
２　持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 ―社 (2) 持分法を適用していない非連結子会社並びに関連会社の数及び適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社１社（久保田製紙㈱）及び関連会社６社（大河原運送㈱、㈱タカオカ、㈱ダイヤ、㈱アテネ・ペーパーサプライ、㈱静岡ドキュメントセキュリティ、㈲渡辺紙工）は、それぞれ中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。	２　持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 同左 (2) 持分法を適用していない非連結子会社並びに関連会社の数及び適用しない理由 同左	２　持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 同左 (2) 持分法を適用していない非連結子会社並びに関連会社の数及び適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社１社及び関連会社６社（大河原運送㈱、㈱タカオカ、㈱ダイヤ、㈱アテネ・ペーパーサプライ、㈱静岡ドキュメントセキュリティ、㈲渡辺紙工）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。
３　連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。	３　連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左	３　連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
４　会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 ② デリバティブ 時価法 ③ たな卸資産 主として移動平均法による原価法	４　会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 同左 時価のないもの 同左 ② デリバティブ 同左 ③ たな卸資産 主として移動平均法による低価法 (会計方針の変更) 従来、たな卸資産の評価基準及び評価方法は主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当中間連結会計期間から主として移動平均法による低価法に変更しております。 この変更は、経営統合に伴い会計処理方法の統一を図ることを目的に行ったものであります。 これにより、従来の方法に比較して営業損失及び経常損失は20百万円増加し、期首におけるたな卸資産の帳簿価額と同低価法に基づく評価額との乖離額をたな卸資産評価変更差額として特別損失に計上しておりますので、税金等調整前中間純損失は80百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	４　会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左 ② デリバティブ 同左 ③ たな卸資産 主として移動平均法による原価法

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 主として機械装置は定額法、その他資産は定率法 ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 機械装置のうち、特殊紙関連は定率法、その他は定額法 その他資産は定率法 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。 （会計方針の変更） イ．当中間連結会計期間より、当社は特殊紙に関連する機械装置について、減価償却の方法を定額法から定率法、一部の連結子会社は、その他の機械装置について定率法から定額法に変更しております。この変更は、経営統合に伴い会計処理方法の統一を図ることを目的に行ったものであります。 これにより、従来の方法に比較して営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失は38百万円減少しております。 また、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 主として機械装置は定額法、その他資産は定率法 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
	ロ．法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これに伴う当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。 また、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失がそれぞれ324百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。	
②　無形固定資産 定額法 ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。	②　無形固定資産 同左	②　無形固定資産 同左
③　長期前払費用 定額法	③　長期前払費用 同左	③　長期前払費用 同左

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
(3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	(3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左	(3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左
② 賞与引当金 連結子会社は従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。	② 賞与引当金 同左	② 賞与引当金 同左
③ 修繕引当金 当社は期間費用適正化のため、将来の修繕費を見込んで期間配分額を計上しております。	③ 修繕引当金 同左	③ 修繕引当金 同左
④ 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異4,172百万円については、主として10年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で発生時の翌連結会計年度から定額法により費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で定額法により費用処理しております。	④ 退職給付引当金 同左	④ 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異4,172百万円については、主として10年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で発生時の翌連結会計年度から定額法により費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で定額法により費用処理しております。

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
⑤　役員退職慰労引当金 当社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。	⑤　役員退職慰労引当金 取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。 (追加情報) 連結子会社は、当中間連結会計期間に役員退職慰労金内規を制定したことに伴い、中間連結会計期間末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。 これにより、従来の方法に比較して、営業損失及び経常損失は９百万、税金等調整前中間純損失は79百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。	⑤　役員退職慰労引当金 当社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
―――	⑥　環境対策引当金 当社及び一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。	⑥　環境対策引当金 同左
(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(4) 重要なリース取引の処理方法 同左	(4) 重要なリース取引の処理方法 同左
(5) 重要なヘッジ会計の方法 ①　ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理 なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。	(5) 重要なヘッジ会計の方法 ①　ヘッジ会計の方法 同左	(5) 重要なヘッジ会計の方法 ①　ヘッジ会計の方法 同左

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
②　ヘッジ手段とヘッジ対象 a　ヘッジ手段 為替予約取引及び通貨オプション取引 ヘッジ対象 １年以内に購入取引が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務 b　ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 借入金	②　ヘッジ手段とヘッジ対象 同左	②　ヘッジ手段とヘッジ対象 同左
③　ヘッジ方針 当社の内規に基づき、外貨建債権債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。	③　ヘッジ方針 同左	③　ヘッジ方針 同左
④　ヘッジの有効性評価の方法 当社の内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の為替変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	④　ヘッジの有効性評価の方法 同左	④　ヘッジの有効性評価の方法 同左

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ① 売上計上基準 出荷基準及び工事完成基準によっていますが、工期１年超で請負金額が50百万円超の工事については進行基準を採用しております。 ② 法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額の計上額 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、租税特別措置法上の準備金等の繰入及び戻入による予想影響額を課税所得の算出上反映させております。 ③ 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ① 売上計上基準 同左 ――― ② 消費税等の会計処理 同左	(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 売上計上基準 同左 ――― ② 消費税等の会計処理 同左
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左	5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
１　役員賞与に関する会計基準 当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号 平成17年11月29日）を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ25百万円減少しております。役員賞与引当金は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	１　―――	１　役員賞与に関する会計基準 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号 平成17年11月29日）を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ50百万円減少しております。 役員賞与引当金は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。
２　貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は21,224百万円であります。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。	２　―――	２　貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月９日 企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月９日 企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は21,347百万円であります。 なお、当連結会計年度における貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております 。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）
（中間連結貸借対照表） 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん」と表示しております。	（中間連結貸借対照表） ――――――

追加情報

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
――――――	１　役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しておりましたが、役員報酬制度の見直しに伴い、当中間連結会計期間より役員賞与引当金の計上はしておりません。	――――――
――――――	２　一定の特別目的会社 当中間連結会計期間より、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号平成19年３月29日）を適用しております。	――――――

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

前中間連結会計期間末 （平成18年９月30日）	当中間連結会計期間末 （平成19年９月30日）	前連結会計年度末 （平成19年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 96,262百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 98,850百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 98,150百万円
※２　担保資産及び担保付き債務 担保に供している資産は次のとおりであります。	※２　担保資産及び担保付き債務 担保に供している資産は次のとおりであります。	※２　担保資産及び担保付き債務 担保に供している資産は次のとおりであります。
建物及び構築物　6,459　(5,669)百万円 機械装置及び運搬具　28,370　(28,370) 土地　3,742　(1,998) 有形固定資産その他　4　(－) 投資有価証券　364　(－) 計　38,941　(36,038)	建物及び構築物　6,297　(5,541)百万円 機械装置及び運搬具　27,104　(27,104) 土地　3,864　(1,998) 有形固定資産その他　3　(－) 計　37,269　(34,643)	建物及び構築物　6,452　(5,678)百万円 機械装置及び運搬具　27,999　(27,999) 土地　3,864　(1,998) 有形固定資産その他　4　(－) 投資有価証券　287　(－) 計　38,609　(35,676)
担保付き債務は次のとおりであります。 短期借入金　8,509　(7,304)百万円 長期借入金　8,889　(8,436) 計　17,399　(15,741)	担保付き債務は次のとおりであります。 短期借入金　5,200　(4,130)百万円 長期借入金　4,376　(4,294) 計　9,576　(8,425)	担保付き債務は次のとおりであります。 短期借入金　7,827　(6,827)百万円 長期借入金　6,987　(6,637) 計　14,814　(13,464)
（　）の金額（内数）は工場財団抵当資産及び当該債務を示しております。	（　）の金額（内数）は工場財団抵当資産及び当該債務を示しております。	（　）の金額（内数）は工場財団抵当資産及び当該債務を示しております。
３　保証債務 連結会社以外の会社等の銀行借入金に対して次のとおり保証を行っております。 日伯紙パルプ資源開発㈱　35,506百万円 久保田製紙㈱　504 提携住宅ローン　6 計　36,016	３　保証債務 連結会社以外の会社等の銀行借入金に対して次のとおり保証を行っております。 日伯紙パルプ資源開発㈱　32,395百万円 久保田製紙㈱　483 提携住宅ローン　5 計　32,884	３　保証債務 連結会社以外の会社等の銀行借入金に対して次のとおり保証を行っております。 日伯紙パルプ資源開発㈱　34,550百万円 久保田製紙㈱　493 提携住宅ローン　5 計　35,049
日伯紙パルプ資源開発㈱への保証は、他社負担額を含めた連帯保証の総額で、当社保証分は334百万円であります。	日伯紙パルプ資源開発㈱への保証は、他社負担額を含めた連帯保証の総額で、当社保証分は305百万円であります。	日伯紙パルプ資源開発㈱への保証は、他社負担額を含めた連帯保証の総額で、当社保証分は325百万円であります。
※４　投資有価証券には、貸付有価証券2,851百万円が含まれております。	※４　投資有価証券には、貸付有価証券2,542百万円が含まれております。	※４　投資有価証券には、貸付有価証券が 2,720百万円含まれております。
５　受取手形裏書譲渡高は、156百万円であります。	５　受取手形裏書譲渡高は、115百万円であります。	５　受取手形裏書譲渡高は、116百万円であります。
※６　中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当中間連結会計期間末日は、金融機関の休日であったため、当中間連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれています。 受取手形　1,044百万円 支払手形　252	※６　中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当中間連結会計期間末日は、金融機関の休日であったため、当中間連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれています。 受取手形　842百万円 支払手形　163	※６　連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当連結会計年度末日は、金融機関の休日であったため、当連結会計年度末日満期手形が以下の科目に含まれております。 受取手形　1,030百万円 支払手形　130

（中間連結損益計算書関係）

前中間連結会計期間
（自　平成18年４月１日
至　平成18年９月30日）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目と金額は、次のとおりであります。

製品運送諸掛	2,162百万円
販売手数料	402
販売諸掛	335
給与手当	715
賞与引当金繰入額	108
役員賞与引当金繰入額	25
役員退職慰労引当金繰入額	33
退職給付費用	72
減価償却費	122
賃借料	219

※２　―――

※３　固定資産売却損は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	3百万円
土地	1
計	4

※４　固定資産除却損は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	22百万円
建物及び構築物	3
撤去費その他	11
計	36

※５　―――

当中間連結会計期間
（自　平成19年４月１日
至　平成19年９月30日）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目と金額は、次のとおりであります。

製品運送諸掛	2134百万円
販売手数料	438
販売諸掛	324
給与手当	686
賞与引当金繰入額	123
役員退職慰労引当金繰入額	21
退職給付費用	68
減価償却費	84
賃借料	198

※２　固定資産売却益は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	2百万円

※３　固定資産売却損は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	0百万円
土地	8
計	9

※４　固定資産除却損は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	54百万円
建物及び構築物	41
撤去費その他	17
計	113

※５　減損損失は次のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県富士市	遊休資産	建物及び構築物、機械装置等	36百万円

当社グループは、単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である事業別にグループ化し、減損会計を適用しております。また、本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産は共用資産とし、遊休資産については個別の資産グループとしております。

当該遊休資産については、回収可能価額が帳簿価額より下落していることにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物５百万円、機械装置等30百万円であります。回収可能価額は正味売却価額で測定しており、処分価額で評価しております。

前連結会計年度
（自　平成18年４月１日
至　平成19年３月31日）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目と金額は、次のとおりであります。

製品運送諸掛	4,297百万円
販売手数料	1,036
販売諸掛	678
給与手当	1,435
賞与引当金繰入額	251
役員賞与引当金繰入額	50
退職給付費用	142
役員退職慰労引当金繰入額	69
減価償却費	245
賃借料	444

※２　固定資産売却益は次のとおりであります。

土地	26百万円
その他	0
計	27

※３　固定資産売却損は次のとおりであります。

土地	10百万円
機械装置及び運搬具	3
計	14

※４　固定資産除却損は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	67百万円
建物及び構築物	13
その他	37
計	118

※５　―――

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
※６　　―――	※６　　―――	※６　経営統合関連費用は、特種製紙株式会社との経営統合に伴って計上する費用であります。その内訳は次のとおりであります。 アドバイザリー・サービス契約に基づく委託報酬　225百万円 その他　27 計　252

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当中間連結会計期間増加株式数（株）	当中間連結会計期間減少株式数（株）	当中間連結会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	65,193,504	―	―	65,193,504
合計	65,193,504	―	―	65,193,504
自己株式				
普通株式　（注）１，２	511,183	325	373,100	138,408
合計	511,183	325	373,100	138,408

（注）１　普通株式の自己株式の株式数の増加 325株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

２　普通株式の自己株式の株式数の減少 373,100株は、連結子会社が保有する株式の売却によるものであります。

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年６月29日定時株主総会	普通株式	228	3.50	平成18年３月31日	平成18年６月29日

（２）基準日が当中間期に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間期末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年11月10日取締役会	普通株式	228	利益剰余金	3.50	平成18年９月30日	平成18年12月８日

当中間連結会計期間（自　平成19年４月１日　至　平成19年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当中間連結会計期間増加株式数（株）	当中間連結会計期間減少株式数（株）	当中間連結会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	65,819,894	―	―	65,819,894
合計	65,819,894	―	―	65,819,894
自己株式				
普通株式　（注）	19,065	―	19,065	―
合計	19,065	―	19,065	―

（注）　普通株式の自己株式は、平成19年４月２日付で特種製紙株式会社との株式移転による共同持株会社「特種東海ホールディングス株式会社」の設立に伴い、同社普通株式へ移転されております。

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年６月26日定時株主総会	普通株式	361	5.50	平成19年３月31日	平成19年６月27日

（２）基準日が当中間期に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間期末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年12月25日取締役会	普通株式	1,800	利益剰余金	27.35	平成19年９月30日	平成19年12月26日

前連結会計年度（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式　（注）１	65,193,504	626,390	―	65,819,894
合計	65,193,504	626,390	―	65,819,894
自己株式				
普通株式　（注）２，３	511,183	2,092	494,210	19,065
合計	511,183	2,092	494,210	19,065

（注）１　普通株式の発行済株式の株式数の増加 626,390株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 626,390株であります。
２　普通株式の自己株式の株式数の増加 2,092株は、単元未満株式の買取りによる増加 2,092株であります。
３　普通株式の自己株式の株式数の減少 494,210株は、連結子会社が保有する株式の売却による減少 494,210株であります。

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年６月29日定時株主総会	普通株式	228	3.50	平成18年３月31日	平成18年６月30日
平成18年11月10日取締役会	普通株式	228	3.50	平成18年９月30日	平成18年12月８日

（２）基準日が連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年６月26日定時株主総会	普通株式	361	利益剰余金	5.50	平成19年３月31日	平成19年６月27日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間（自　平成19年４月１日　至　平成19年９月30日）	前連結会計年度（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）
※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成18年９月30日現在） 現金及び預金勘定　948百万円 預入期間が３ヶ月を超える定期預金　△10 現金及び現金同等物　937	※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成19年９月30日現在） 現金及び預金勘定　1,092百万円 預入期間が３ヶ月を超える定期預金　△16 現金及び現金同等物　1,076	※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成19年３月31日現在） 現金及び預金勘定　1,040百万円 預入期間が３ヶ月を超える定期預金　△13 現金及び現金同等物　1,026

（リース取引関係）

<table>
<tr>
<th>前中間連結会計期間
（自　平成18年４月１日
至　平成18年９月30日）</th>
<th>当中間連結会計期間
（自　平成19年４月１日
至　平成19年９月30日）</th>
<th>前連結会計年度
（自　平成18年４月１日
至　平成19年３月31日）</th>
</tr>
<tr>
<td>１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額
<table>
<tr><th></th><th>機械装置及び運搬具（百万円）</th><th>その他（百万円）</th><th>合計（百万円）</th></tr>
<tr><td>取得価額相当額</td><td>1,282</td><td>329</td><td>1,612</td></tr>
<tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>859</td><td>221</td><td>1,081</td></tr>
<tr><td>中間期末残高相当額</td><td>423</td><td>108</td><td>531</td></tr>
</table>
なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
②　未経過リース料中間期末残高相当額
<table>
<tr><td>１年内</td><td>185百万円</td></tr>
<tr><td>１年超</td><td>345</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>531</td></tr>
</table>
なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
③　支払リース料及び減価償却費相当額
<table>
<tr><td>支払リース料</td><td>100百万円</td></tr>
<tr><td>減価償却費相当額</td><td>100</td></tr>
</table>
④　減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
２　オペレーティング・リース取引
（借主側）
未経過リース料
<table>
<tr><td>１年内</td><td>76百万円</td></tr>
<tr><td>１年超</td><td>472</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>549</td></tr>
</table>
</td>
<td>１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額
<table>
<tr><th></th><th>機械装置及び運搬具（百万円）</th><th>その他（百万円）</th><th>合計（百万円）</th></tr>
<tr><td>取得価額相当額</td><td>1,328</td><td>333</td><td>1,661</td></tr>
<tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>963</td><td>216</td><td>1,180</td></tr>
<tr><td>中間期末残高相当額</td><td>364</td><td>116</td><td>481</td></tr>
</table>
なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
②　未経過リース料中間期末残高相当額
<table>
<tr><td>１年内</td><td>175百万円</td></tr>
<tr><td>１年超</td><td>305</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>481</td></tr>
</table>
なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
③　支払リース料及び減価償却費相当額
<table>
<tr><td>支払リース料</td><td>98百万円</td></tr>
<tr><td>減価償却費相当額</td><td>98</td></tr>
</table>
④　減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
２　オペレーティング・リース取引
（借主側）
未経過リース料
<table>
<tr><td>１年内</td><td>76百万円</td></tr>
<tr><td>１年超</td><td>398</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>474</td></tr>
</table>
</td>
<td>１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
<table>
<tr><th></th><th>機械装置及び運搬具（百万円）</th><th>その他（百万円）</th><th>合計（百万円）</th></tr>
<tr><td>取得価額相当額</td><td>1,321</td><td>352</td><td>1,673</td></tr>
<tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>920</td><td>207</td><td>1,127</td></tr>
<tr><td>期末残高相当額</td><td>400</td><td>144</td><td>545</td></tr>
</table>
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
②　未経過リース料期末残高相当額
<table>
<tr><td>１年内</td><td>196百万円</td></tr>
<tr><td>１年超</td><td>349</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>545</td></tr>
</table>
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
③　支払リース料及び減価償却費相当額
<table>
<tr><td>支払リース料</td><td>202百万円</td></tr>
<tr><td>減価償却費相当額</td><td>202</td></tr>
</table>
④　減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
２　オペレーティング・リース取引
（借主側）
未経過リース料
<table>
<tr><td>１年内</td><td>74百万円</td></tr>
<tr><td>１年超</td><td>433</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>508</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

次へ

（有価証券関係）

前中間連結会計期間末（平成18年９月30日）

１　その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
①　株式	5,228	7,592	2,363
②　債券	－	－	－
③　その他	－	－	－
合計	5,228	7,592	2,363

（注）１　表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当中間連結会計期間において減損処理は行っておりません。

２　下落率が30%以上50%未満のその他有価証券については、株価の動向等を基準とした内規を設けて減損処理を行うこととしております。

２　時価評価されていない主な有価証券

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
関連会社株式	96
その他有価証券	
①　非上場株式	2,870
②　債券	0
③　その他	80
合計	3,048

当中間連結会計期間末（平成19年９月30日）

１　その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
①　株式	5,106	6,643	1,537
②　親会社株式（注３）	7	5	△2
③　債券	－	－	－
④　その他	－	－	－
合計	5,114	6,649	1,535

（注）１　表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当中間連結会計期間において減損処理は行っておりません。

２　下落率が30%以上50%未満のその他有価証券については、株価の動向等を基準とした内規を設けて減損処理を行うこととしております。

３　親会社株式は、中間連結貸借対照表においては投資有価証券に含めて掲載しております。

２　時価評価されていない主な有価証券

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
子会社及び関連会社株式	96
その他有価証券	
①　非上場株式	2,900
②　債券	0
③　その他	80
合計	3,077

（注）　発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、回復見込がないと判断したものについて減損処理を行うこととしております。

前連結会計年度末（平成19年３月31日）

１　その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
①　株式	5,099	7,202	2,102
②　債券	－	－	－
③　その他	－	－	－
合計	5,099	7,202	2,102

（注）１　表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

２　下落率が30％以上50％未満のその他有価証券については、株価の動向等を基準とした内規を設けて減損処理を行うこととしております。

２　時価評価されていない主な有価証券

	連結貸借対照表計上額（百万円）
関連会社株式	96
その他有価証券	
①　非上場株式	2,921
②　債券	0
③　その他	80
合計	3,098

（注）　発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、回復見込がないと判断したものについて減損処理を行うこととしております。

（デリバティブ取引関係）

前中間連結会計期間末（平成18年９月30日）

該当事項はありません。

なお、為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

当中間連結会計期間末（平成19年９月30日）

該当事項はありません。

なお、為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

前連結会計年度末（平成19年３月31日）

該当事項はありません。

なお、為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

（セグメント情報）

【事業の種類別セグメント情報】

	前中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）					
	製紙事業（百万円）	加工事業（百万円）	環境事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	23,139	7,508	846	31,494	―	31,494
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	9,209	370	279	9,859	(9,859)	―
計	32,348	7,879	1,125	41,353	(9,859)	31,494
営業費用	31,512	7,851	1,077	40,440	(9,765)	30,675
営業利益	835	28	48	912	(94)	818

（注）１　事業区分の方法は、業種等を勘案して区分しております。

２　各事業の主な内容

(1) 製紙事業……板紙、洋紙、パルプ

(2) 加工事業……紙加工品

(3) 環境事業……土木・造園業、山林事業、燃料販売、電力販売他

３　会計方針の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」１．に記載のとおり、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号　平成17年11月29日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は25百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

４　事業区分の変更

従来、事業の種類別セグメント情報における事業区分については、「紙パルプ関連事業」、「建設事業」、「その他事業」の３つの事業区分としておりましたが、当中間連結会計期間から、「製紙事業」、「加工事業」、「環境事業」の３つの事業区分に変更いたしました。

この変更は、当中間連結会計期間より明治製紙㈱が連結子会社となったこと及び平成18年４月からスタートしたＮＰ－３中期経営計画の中で環境事業の展開を経営の基本方針としたことから従来の事業区分の見直しを行い、事業の実態をより的確に反映させるために行ったものであります。

なお、前連結会計年度の事業区分によった場合の当中間連結会計期間の事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）					
	紙パルプ関連事業（百万円）	建設事業（百万円）	その他事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	30,172	370	950	31,494	―	31,494
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4	187	6,189	6,381	(6,381)	―
計	30,176	558	7,140	37,875	(6,381)	31,494
営業費用	29,408	647	6,916	36,972	(6,296)	30,675
営業利益又は営業損失（△）	768	△89	223	903	(84)	818

	当中間連結会計期間（自平成19年４月１日　至平成19年９月30日）					
	製紙事業（百万円）	加工事業（百万円）	環境事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	23,768	7,224	835	31,828	―	31,828
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6,358	407	367	7,133	(7,133)	―
計	30,127	7,631	1,202	38,962	(7,133)	31,828
営業費用	30,309	7,575	1,142	39,027	(7,047)	31,979
営業利益又は営業損失（△）	△182	56	60	△65	(86)	△151

（注）１　事業区分の方法は、業種等を勘案して区分しております。

２　各事業の主な内容

(1) 製紙事業……板紙、洋紙、パルプ

(2) 加工事業……紙加工品

(3) 環境事業……土木・造園事業、山林事業、燃料販売事業、電力販売事業他

３　会計方針の変更

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」４ (1) ③に記載のとおり、当中間連結会計期間より、たな卸資産の評価基準及び評価方法は、主として移動平均法による低価法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当中間連結会計期間の営業費用は、「製紙事業」が17百万円、「加工事業」が２百万円増加し、「製紙事業」は営業損失が同額増加し、「加工事業」は営業利益が同額減少しております。

(2) 有形固定資産の減価償却方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」４ (2) ① イ．に記載のとおり、当中間連結会計期間より、当社は特殊紙に関連する機械装置について、減価償却の方法を定額法から定率法、一部の連結子会社は、その他の機械装置について定率法から定額法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当中間連結会計期間の営業費用は、「製紙事業」が７百万円増加、「環境事業」が46百万円減少し、「製紙事業」は営業損失が同額増加し、「環境事業」は営業利益が同額増加しております。

(3) 有形固定資産の減価償却の計上方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」４ (2) ① ロ．に記載のとおり、当中間連結会計期間より、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

４　追加情報

(1) 有形固定資産の減価償却

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」４ (2) ① ロ．に記載のとおり、当中間連結会計期間より、 法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得原価の５％に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べて、当中間連結会計期間の営業費用は、「製紙事業」が316百万円、「加工事業」が６百万円、「環境事業」が０百万円増加したため、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

(2) 役員退職慰労引当金

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」４ (3) ⑤に記載のとおり、連結子会社は、当中間連結会計期間に役員退職慰労金内規を制定したことに伴い、中間連結会計期間末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べて、当中間連結会計期間の営業費用は、「製紙事業」が５百万円、「加工事業」が３百万円、「環境事業」が１百万円増加し、「製紙事業」は営業損失が同額増加し、「加工事業」及び「環境事業」は営業利益がそれぞれ同額減少しております。

	前連結会計年度（自平成18年４月１日　至平成19年３月31日）					
	製紙事業（百万円）	加工事業（百万円）	環境事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	46,527	15,183	2,505	64,216	―	64,216
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	18,707	719	612	20,039	(20,039)	―
計	65,234	15,902	3,118	84,255	(20,039)	64,216
営業費用	63,662	15,807	2,896	82,366	(19,891)	62,475
営業利益	1,572	95	221	1,888	(147)	1,740

（注）１　事業区分の方法は、業種等を勘案して区分しております。

２　各事業の主な内容

(1) 製紙事業……板紙、洋紙、パルプ

(2) 加工事業……紙加工品

(3) 環境事業……土木・造園事業、山林事業、燃料販売事業、電力販売事業他

３　会計方針の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」１．に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号　平成17年11月29日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は50百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

４　事業区分の変更

従来、事業の種類別セグメント情報における事業区分については、「紙パルプ関連事業」、「建設事業」、「その他事業」の３つの事業区分としておりましたが、当連結会計年度から、「製紙事業」、「加工事業」、「環境事業」の３つの事業区分に変更いたしました。

この変更は、当連結会計年度より明治製紙㈱が連結子会社となったこと及び平成18年４月からスタートしたＮＰ－３中期経営計画の中で環境事業の展開を経営の基本方針としたことから従来の事業区分の見直しを行い、事業の実態をより的確に反映させるために行ったものであります。

なお、前連結会計年度の事業区分によった場合の当連結会計年度の事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

	前連結会計年度（自平成18年４月１日　至平成19年３月31日）					
	紙パルプ関連事業（百万円）	建設事業（百万円）	その他事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	60,689	1,386	2,140	64,216	―	64,216
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	9	351	12,380	12,742	(12,742)	―
計	60,698	1,738	14,521	76,958	(12,742)	64,216
営業費用	59,082	1,766	14,219	75,068	(12,593)	62,475
営業利益又は営業損失（△）	1,615	△28	301	1,889	(148)	1,740

（注）１　事業区分の方法は、業種等を勘案して区分しております。

２　各事業の主な内容

(1) 紙パルプ関連事業……板紙、洋紙、パルプ、紙加工品

(2) 建設事業……建設土木、造園緑化

(3) その他事業……環境事業、輸送業、山林事業、観光事業、工業薬品他

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）、当中間連結会計期間（自平成19年４月１日　至平成19年９月30日）及び前連結会計年度（自平成18年４月１日　至平成19年３月31日）については、本邦以外の国又は地域に所在する支店及び連結子会社がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）、当中間連結会計期間（自平成19年４月１日　至平成19年９月30日）及び前連結会計年度（自平成18年４月１日　至平成19年３月31日）における海外売上高は、いずれも連結売上高の10％未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

（企業結合等関係）

当中間連結会計期間（自　平成19年４月１日　至　平成19年９月30日）

平成19年４月２日、当社と特種製紙株式会社は、株式移転により完全親会社である共同持株会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立しました。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容、企業結合の目的、企業結合日、企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

結合当事企業の名称	東海パルプ株式会社、特種製紙株式会社
結合当事企業の事業の内容	東海パルプ株式会社　紙・パルプの製造、加工、販売 特種製紙株式会社　特殊印刷用紙・特殊機能紙の製造、加工、販売
企業結合の目的	今後の業界環境の変化に柔軟に対応し、成長戦略をより発展的に推進することを目的として、経営統合を行いました。
企業結合日	平成19年４月２日
企業結合の法的形式	株式移転
結合後企業の名称	特種東海ホールディングス株式会社

(2) 議決権のある株式の移転比率及びその算定方法、交付株式数、企業結合後の議決権比率及び当該企業結合を持分の結合と判定した理由

①　株式移転比率、交付株式数、企業結合後の議決権比率

会社名	東海パルプ株式会社	特種製紙株式会社
株式移転比率	1	1.73
交付株式数	65,819,894株	88,077,616株
企業結合後の議決権比率	45.5%	54.5%

②　株式移転比率の算定方法

株式移転比率につきましては、当社が三菱ＵＦＪ証券株式会社、特種製紙株式会社がみずほ証券株式会社をファイナンシャルアドバイザーに指名し、第三者機関としての評価を依頼して、両社はそれぞれの評価結果を勘案した上で、協議、交渉をし、決定いたしました。

③　当該企業結合を持分の結合と判定した理由

当該企業結合が取得か持分の結合かの識別につきましては、企業結合会計基準に従い、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引ではないことを確認のうえ、対価要件、議決権比率要件、議決権比率以外の支配要件を検討した結果、持分の結合と判断し、会計処理は持分プーリング法を適用いたしました。

（開示対象特別目的会社関係）

当中間連結会計期間（自　平成19年４月１日　至　平成19年９月30日）

当社は、平成13年に、資金調達の多様化と財務体質の改善を目的とし、特別目的会社を活用して、不動産の流動化を実施しました。当該流動化において、当社は、不動産を当該特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして、当該特別目的会社が借入れによって調達した資金を、売却代金として受領しました。当社グループが、これまで活用した特別目的会社は、当該１社のみであります。

当社は、当該特別目的会社と匿名組合契約を締結しており、当該契約による出資金を有しております。当社は、当該出資金を全て回収する予定であり、平成19年９月末現在、将来における損失負担の可能性はないと判断しております。当該匿名組合の平成19年６月末（直近中間決算）における資産総額は761百万円、負債総額は680百万円であります。

なお、当社は、当該匿名組合について、議決権のある出資は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当中間連結会計期間における、当該匿名組合との取引金額等は、次のとおりであります。

	主な取引の金額又は中間連結会計期間末残高	主な損益計上額	
		項目	金額
匿名組合出資金（注）１	80百万円	―	―
賃借取引　　（注）２	―	支払リース料	35百万円

（注）１　匿名組合出資金は、当中間連結会計期間末残高を記載しております。

２　譲渡した不動産について賃借（リースバック）を行っており、当該賃借取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理されております。なお、当該賃借取引は、解約不能なオペレーティング・リースに該当し、その未経過リース料の金額については、中間連結財務諸表等のリース取引関係の注記に記載のとおりであります。

（１株当たり情報）

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
１株当たり純資産額　326.26円 １株当たり中間純利益金額　4.64円 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　4.07円	１株当たり純資産額　308.39円 １株当たり中間純損失金額　△5.22円 潜在株式調整後１株当たり中間純損失金額　－円 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　324.45円 １株当たり当期純利益金額　6.43円 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　－円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）　１株当たり中間（当期）純利益金額又は１株当たり中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
１株当たり中間（当期）純利益金額又は１株当たり中間純損失金額（△）				
中間（当期）純利益又は中間純損失（△）	（百万円）	300	△343	417
普通株主に帰属しない金額	（百万円）	－	－	－
普通株式に係る中間（当期）純利益又は中間純損失（△）	（百万円）	300	△343	417
普通株式の期中平均株式数	（千株）	64,763	65,819	64,979
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額				
中間（当期）純利益調整額	（百万円）	－	－	－
普通株式増加数	（千株）	9,160	－	－
（うち新株予約権付社債）		(9,160)	－	－

（重要な後発事象）

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
１　特種製紙㈱との経営統合 当社と特種製紙株式会社は、平成18年11月21日に開催した取締役会において、臨時株主総会の承認決議等所要の手続きを経た上で、平成19年４月１日を期日（予定）として対等の精神で、株式移転により共同持株会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立することを決議し、基本合意書を締結いたしました。 (1) 株式移転による経営統合の目的 両社は共に静岡県に基盤を持つ製紙会社として特色のある事業展開を行ってまいりましたが、昨今の我が国の製紙業界は、経済構造の変化により国内需要の伸びは期待できない状況にあり、さらに原燃料費の高騰等により企業を取り巻く環境は一段と厳しくなってきております。両社は、今後の業界環境の変化に柔軟に対応し、今後の成長戦略をより発展的に推進することを目的とし、共同持株会社設立による本経営統合を行うこととといたしました。 (2) 経営統合の要旨 ① 株式移転の日程 平成18年11月21日　基本合意書締結 平成18年12月20日　両社臨時株主総会に係る基準日 平成18年12月22日（予定）両社取締役会（株式移転計画の作成） 平成19年２月中旬（予定）両社臨時株主総会（株式移転計画承認） 平成19年３月27日（予定）両社上場廃止日 平成19年４月１日（予定）株式移転期日 平成19年４月２日（予定）持株会社の設立登記日（効力発生日）、持株会社上場日 平成19年５月中旬（予定）株券交付日 ② 株式移転比率 会社名 / 当社 / 特種製紙 株式移転比率 / 1 / 1.73 注．当社及び特種製紙は、1,000株を１単元とする単元株制度を採用しております。	―――	（特種製紙株式会社との共同持株会社設立による経営統合について） 当社と特種製紙株式会社は、製紙業界の変化に柔軟に対応し、今後の成長戦略を発展的に推進するため製紙業界の中でユニーク且つ存在感のある企業グループを形成することを目的とし、平成19年４月２日に株式移転により完全親会社となる共同持株会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立しました。この結果、当社は同社の完全子会社となりました。 (1) 持株会社の概要 名称 特種東海ホールディングス株式会社 事業内容 グループ会社の経営管理及びそれに附帯する業務 本店所在地 静岡県島田市 代表者 代表取締役社長　安本　昌司 代表取締役副社長　三澤　清利 資本金 100億円 (2) 議決権のある株式の移転比率及びその算定方式 ①議決権のある株式の移転比率 当社株式１株に対し持株会社株式１株を交付し、特種製紙株式１株に対し持株会社株式1.73株を交付しました。 ②移転比率の算定方法 株式移転比率につきましては、東海パルプ株式会社が三菱UFJ証券株式会社、特種製紙株式会社がみずほ証券株式会社をファイナンシャルアドバイザーに指名し、第三者機関としての評価を依頼し、両社はそれぞれの評価結果を勘案した上で、協議、交渉をし、決定いたしました。 (3) 株式移転により交付した株式数 当社株式の株式移転により交付した株式数　65,819,894株 特種製紙株式会社の株式の株式移転により交付した株式数 88,077,616株 合計　153,897,510株 (注)すべて普通株式であります。

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
a 株主に対する株式の割当 上記株式移転比率に従い、当社普通株式１株に対し、共同持株会社の普通株式１株を、特種製紙普通株式１株に対し、共同持株会社の普通株式1.73株を、それぞれ割り当てます。ただし、この株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合、または、重大な影響を与える事由が生じた場合には、両社協議の上、株式移転比率を変更することがあります。 b 株式移転比率の算定根拠 当社は三菱ＵＦＪ証券㈱を、特種製紙はみずほ証券㈱をそれぞれフィナンシャルアドバイザーに指名し、株式移転比率に対する第三者機関としての評価を依頼しました。三菱ＵＦＪ証券㈱は、市場株価平均法、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）、修正簿価純資産法等の手法を用いた上で、これらの結果を総合的に勘案して株式移転比率を算定し、みずほ証券㈱は、市場株価基準法、時価純資産法、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）等の手法を用いた上で、これらの結果を総合的に勘案して株式移転比率を算定しました。 c 持株会社が発行する予定の株式の種類及び数 株式移転に際して持株会社が発行する予定の株式の種類及び数は、普通株式153,271,120株であります。また、一単元の株式数は、1,000株とする予定です。 ③ 持株会社の上場 持株会社は、東京証券取引所に新規上場を行うこととなる予定です。上場日は、東京証券取引所の規則等に基づき決定されますが、持株会社の登記申請日である平成19年４月２日となる予定です。これに伴い、当社は、平成19年３月27日をもって上場廃止となる予定です。	―――	(4) 企業結合後の議決権比率 当社　45.5% 特種製紙株式会社　54.5% (注)特種東海ホールディングス株式会社に対して各社株主が有することになった取得か持分の結合かを識別するための議決権比率であります。 (5) 当該企業結合を持分の結合と判定した理由 当該企業結合が取得か持分の結合かの識別につきましては、企業結合会計基準に従い、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引ではないことを確認のうえ、対価要件、議決権比率要件、議決権比率以外の支配要件を検討した結果、持分の結合と判断し、会計処理は持分プーリング法を適用いたしました。

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
(3) 持株会社の概要 ① 商号 特種東海ホールディングス株式会社 ② 事業内容 特種東海ホールディングスは、傘下子会社及びグループの経営管理並びにそれに附帯する業務を行います。 ③ 本店所在地 静岡県島田市向島町4379番地 ④ 取締役及び監査役（予定） 代表取締役社長　安本　昌司 代表取締役副社長　三澤　清利 その他数名の取締役及び監査役を選任する予定です。 ⑤ 資本金 100億円 ⑥ 発行予定株式数 発行予定株式数は、153,271,120株（一単元の株式数は1,000株とする予定です）。但し、上記株式数については当社が発行している転換社債型新株予約権付社債の転換権の行使により調整される可能性があります。 ⑦ 決算期 ３月31日 ⑧ 配当政策 従前と変わらない配当額の水準を基本として、安定配当を行う予定です。 (4) 特種製紙の概要 ① 事業内容 特殊印刷用紙・特殊機能紙の製造、加工、販売 ② 設立年月日 大正15年11月21日 ③ 本店所在地 静岡県駿東郡長泉町本宿501番地 ④ 代表者 代表取締役社長　三澤　清利 ⑤ 資本金：平成18年９月30日現在 6,867百万円 ⑥ 従業員数：平成18年９月30日現在 545名（連結） ⑦ 売上高及び当期純利益：平成18年３月期 売　上　高 21,496百万円（連結） 当期純利益　1,246百万円（連結） ⑧ 純資産及び総資産：平成18年３月31日現在 純　資　産 42,521百万円（連結） 総　資　産 51,811百万円（連結）	―――	―――

前中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
２　新株予約権付社債の繰上償還 平成18年11月21日に開催された当社取締役会において、当社が発行した第１回無担保転換社債型新株予約権付社債を繰上償還することを決議いたしました。 (1) 繰上償還を行う理由 当社は、別途記載の通り、平成19年４月１日を期日（予定）として、特種製紙と株式移転による共同持株会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立し、その完全子会社となる予定です。これに伴い、現在証券取引所に上場されている当社株式及び本社債は上場廃止となる予定であることから、繰上償還を実施することといたしました。 (2) 繰上償還の方法 未償還残高の全額繰上償還による (3) 未償還残高：平成18年11月末現在 3,261百万円 (4) 繰上償還金額 額面100円につき102円 (5) 繰上償還期日 平成19年３月（予定） (6) 転換請求期間満了日 平成19年３月（予定）※繰上償還期日の前銀行営業日となる (7) 償還資金の内容 自己資金及び借入金 (8) 社債の減少による支払利息の減少見込額 なし (9) 繰上償還の条件 平成19年２月開催予定の当社及び特種製紙の臨時株主総会において、株式移転による共同持株会社の設立に関する議案が承認されることを条件とする。	―――	―――

(2) 【その他】

該当事項はありません。

２【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記番号	前中間会計期間末（平成18年９月30日）		構成比（%）	当中間会計期間末（平成19年９月30日）		構成比（%）	前事業年度要約貸借対照表（平成19年３月31日）		構成比（%）
		金額（百万円）			金額（百万円）			金額（百万円）		
（資産の部）										
Ⅰ 流動資産										
1 現金及び預金			76			101			282	
2 受取手形	※6		1,509			741			1,522	
3 売掛金			9,476			10,450			9,116	
4 たな卸資産			4,401			4,896			4,789	
5 繰延税金資産			625			786			657	
6 その他			276			264			425	
貸倒引当金			△47			△46			△44	
流動資産合計			16,320	22.1		17,195	22.9		16,750	22.8
Ⅱ 固定資産										
1 有形固定資産	※1,2									
(1) 建物		5,126			5,026			5,067		
(2) 構築物		－			4,606			4,705		
(3) 機械装置		28,403			27,934			28,031		
(4) 土地		4,728			4,748			4,748		
(5) 建設仮勘定		2,735			2,288			320		
(6) その他		3,289	44,284		977	45,582		1,021	43,896	
2 無形固定資産			259			243			255	
3 投資その他の資産										
(1) 投資有価証券	※4	12,027			11,254			11,713		
(2) その他		1,013			919			985		
貸倒引当金		△95	12,945		△85	12,088		△85	12,613	
固定資産合計			57,490	77.9		57,914	77.1		56,765	77.2
資産合計			73,810	100.0		75,109	100.0		73,516	100.0

区分	注記番号	前中間会計期間末（平成18年９月30日） 金額（百万円）	構成比（%）	当中間会計期間末（平成19年９月30日） 金額（百万円）	構成比（%）	前事業年度要約貸借対照表（平成19年３月31日） 金額（百万円）	構成比（%）
（負債の部）							
Ⅰ　流動負債							
1　支払手形		6,310		6,296		5,933	
2　買掛金		5,036		5,829		5,274	
3　短期借入金	※２	22,904		26,003		24,634	
4　未払法人税等		464		8		444	
5　修繕引当金		353		269		421	
6　設備関係支払手形		993		2,302		733	
7　その他	※５	4,430		4,807		3,207	
流動負債合計		40,494	54.9	45,516	60.6	40,649	55.3
Ⅱ　固定負債							
1　新株予約権付社債		3,261		－		―	
2　長期借入金	※２	8,436		8,932		11,330	
3　繰延税金負債		1,328		849		965	
4　退職給付引当金		163		160		138	
5　役員退職慰労引当金		320		256		355	
6　環境対策引当金		－		188		188	
固定負債合計		13,509	18.3	10,387	13.8	12,978	17.6
負債合計		54,004	73.2	55,903	74.4	53,627	72.9

区分	注記番号	前中間会計期間末（平成18年９月30日）			当中間会計期間末（平成19年９月30日）			前事業年度要約貸借対照表（平成19年３月31日）		
		金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）
（純資産の部）										
Ⅰ　株主資本										
1　資本金			6,461	8.7		6,572	8.8		6,572	8.9
2　資本剰余金										
資本準備金		3,882			3,994			3,994		
資本剰余金合計			3,882	5.3		3,994	5.3		3,994	5.4
3　利益剰余金										
(1) 利益準備金		904			904			904		
(2) その他利益剰余金										
特別償却準備金		3			0			1		
固定資産圧縮積立金		1,306			1,266			1,192		
別途積立金		3,281			3,281			3,281		
繰越利益剰余金		2,699			2,199			2,676		
利益剰余金合計			8,195	11.1		7,652	10.2		8,056	11.0
4　自己株式			△6	△0.0		－	－		△7	△0.0
株主資本合計			18,532	25.1		18,219	24.3		18,615	25.3
Ⅱ　評価・換算差額等										
1　その他有価証券評価差額金			1,272	1.7		984	1.3		1,271	1.8
2　繰延ヘッジ損益			0	0.0		2	0.0		0	0.0
評価・換算差額等合計			1,273	1.7		986	1.3		1,272	1.8
純資産合計			19,806	26.8		19,205	25.6		19,888	27.1
負債純資産合計			73,810	100.0		75,109	100.0		73,516	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記番号	前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日） 金額（百万円）		百分比（%）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日） 金額（百万円）		百分比（%）	前事業年度要約損益計算書 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日） 金額（百万円）		百分比（%）
Ⅰ　売上高			22,595	100.0		23,650	100.0		45,634	100.0
Ⅱ　売上原価			18,150	80.3		20,233	85.6		36,710	80.4
売上総利益			4,444	19.7		3,417	14.4		8,923	19.6
Ⅲ　販売費及び一般管理費			3,580	15.9		3,519	14.8		7,322	16.1
営業利益又は営業損失(△)			864	3.8		△102	△0.4		1,600	3.5
Ⅳ　営業外収益	※１		309	1.4		281	1.1		606	1.3
Ⅴ　営業外費用	※２		272	1.2		351	1.4		573	1.2
経常利益又は経常損失(△)			900	4.0		△173	△0.7		1,634	3.6
Ⅵ　特別利益	※３		8	0.0		217	0.9		55	0.1
Ⅶ　特別損失	※４		33	0.1		107	0.4		603	1.3
税引前中間（当期）純利益又は税引前中間純損失(△)			875	3.9		△62	△0.2		1,086	2.4
法人税、住民税及び事業税		424			39			682		
法人税等調整額		△60	363	1.6	△60	△21	△0.1	△197	484	1.1
中間（当期）純利益又は中間純損失(△)			512	2.3		△41	△0.1		601	1.3

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）

	株主資本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金（注）1	利益剰余金合計						
平成18年３月31日　残高（百万円）	6,461	3,882	904	7,056	7,960	△6	18,298	1,953	－	1,953	20,251
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当(注) 2				△228	△228		△228				△228
役員賞与(注) 2				△50	△50		△50				△50
中間純利益				512	512		512				512
自己株式の取得						△0	△0				△0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）								△680	0	△679	△679
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	－	－	－	234	234	△0	234	△680	0	△679	△445
平成18年９月30日　残高（百万円）	6,461	3,882	904	7,290	8,195	△6	18,532	1,272	0	1,273	19,806

（注）１　その他利益剰余金の内訳は、以下のとおりであります。

	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他剰余金合計
平成18年３月31日　残高（百万円）	10	715	53	3,281	2,995	7,056
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注) 2					△228	△228
役員賞与(注) 2					△50	△50
中間純利益					512	512
特別償却準備金の取崩(注) 2	△7				7	－
固定資産圧縮積立金の取崩(注) 2		△64			64	－
固定資産圧縮積立金の積立(注) 2		656			△656	－
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩(注) 2			△53		53	－
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	△7	591	△53	－	△295	234
平成18年９月30日　残高（百万円）	3	1,306	－	3,281	2,699	7,290

２　平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自平成19年４月１日　至平成19年９月30日）

	株主資本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金（注）１	利益剰余金合計						
平成19年３月31日　残高（百万円）	6,572	3,994	904	7,151	8,056	△7	18,615	1,271	0	1,272	19,888
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当				△361	△361		△361				△361
中間純損失				△41	△41		△41				△41
自己株式の処分				△0	△0	7	6				6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）								△287	1	△286	△286
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	－	－	－	△403	△403	7	△396	△287	1	△286	△682
平成19年９月30日　残高（百万円）	6,572	3,994	904	6,747	7,652	－	18,219	984	2	986	19,205

（注）１　その他利益剰余金の内訳は、以下のとおりであります。

	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他剰余金合計
平成19年３月31日　残高（百万円）	1	1,192	3,281	2,676	7,151
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当				△361	△361
中間純損失				△41	△41
自己株式の処分				△0	△0
特別償却準備金の取崩	△0			0	－
固定資産圧縮積立金の取崩		△56		56	－
固定資産圧縮積立金の積立		130		△130	－
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	△0	73	－	△476	△403
平成19年９月30日　残高（百万円）	0	1,266	3,281	2,199	6,747

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年４月１日　至平成19年３月31日）

	株主資本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金（注）１	利益剰余金合計						
平成18年３月31日　残高（百万円）	6,461	3,882	904	7,056	7,960	△6	18,298	1,953	－	1,953	20,251
事業年度中の変動額											
新株発行	111	111					223				223
剰余金の配当（注）２				△456	△456		△456				△456
役員賞与（注）２				△50	△50		△50				△50
当期純利益				601	601		601				601
自己株式の取得						△0	△0				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								△681	0	△680	△680
事業年度中の変動額合計（百万円）	111	111	－	95	95	△0	317	△681	0	△680	△362
平成19年３月31日　残高（百万円）	6,572	3,994	904	7,151	8,056	△7	18,615	1,271	0	1,272	19,888

（注）１　その他利益剰余金の内訳は、以下のとおりであります。

	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
平成18年３月31日　残高（百万円）	10	715	53	3,281	2,995	7,056
事業年度中の変動額						
新株発行						
剰余金の配当（注）２					△456	△456
役員賞与（注）２					△50	△50
当期純利益					601	601
特別償却準備金の取崩（注）２	△9				9	－
固定資産圧縮積立金の取崩（注）２		△178			178	－
固定資産圧縮積立金の積立（注）２		656			△656	－
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩（注）２			△53		53	－
事業年度中の変動額合計（百万円）	△9	477	△53	－	△319	95
平成19年３月31日　残高（百万円）	1	1,192	－	3,281	2,676	7,151

２　このうち、平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目は、剰余金の配当228百万円、役員賞与50百万円、固定資産圧縮積立金の積立656百万円、特別償却準備金の取崩７百万円、固定資産圧縮積立金の取崩64百万円及び固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩53百万円であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
１　資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 ②　その他有価証券 ・時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価のないもの 移動平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法 (3) たな卸資産 移動平均法による原価法	１　資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 同左 ②　その他有価証券 ・時価のあるもの 同左 ・時価のないもの 同左 (2) デリバティブ 同左 (3) たな卸資産 主として移動平均法による低価法 (会計方針の変更) 従来、たな卸資産の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっておりましたが、当中間会計期間から主として移動平均法による低価法に変更しております。 この変更は、経営統合に伴い会計処理方法の統一を図ることを目的に行ったものであります。 これにより、従来の方法に比較して営業損失及び経常損失は17百万円増加し、期首におけるたな卸資産の帳簿価額と同低価法に基づく評価額との乖離額をたな卸資産評価変更差額として特別損失に計上しておりますので、税引前中間純損失は68百万円増加しております。	１　資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 同左 ②　その他有価証券 ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価のないもの 同左 (2) デリバティブ 同左 (3) たな卸資産 移動平均法による原価法

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
２　固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 機械装置は定額法、その他資産は定率法 ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。	２　固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 機械装置は、特殊紙関連は定率法、その他は定額法 その他資産は定率法 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 (会計方針の変更) ①　従来、機械装置の減価償却の方法は定額法によっておりましたが、当中間会計期間より、特殊紙関連の機械装置については定率法に変更しております。 この変更は、経営統合に伴い、会計処理方法の統一を図ることを目的に行ったものであります。 これにより、従来の方法に比較して営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は、それぞれ９百万円増加しております。	２　固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 機械装置は定額法、その他資産は定率法 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
	②　法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 　なお、これに伴う当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。 （追加情報） 　法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。 　これにより営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は、それぞれ300百万円増加しております。	
(2) 無形固定資産 定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。	(2) 無形固定資産 定額法 ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。	(2) 無形固定資産 同左
(3) 長期前払費用 定額法	(3) 長期前払費用 同左	(3) 長期前払費用 同左

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
３　引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	３　引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左	３　引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左
(2) 修繕引当金 期間費用適正化のため、将来の修繕費を見込んで期間配分額を計上しております。	(2) 修繕引当金 同左	(2) 修繕引当金 同左
(3) 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異（3,843百万円）については、10年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で発生時の翌事業年度から定額法により費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で定額法により費用処理しております。	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異3,843百万円については、10年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で発生時の翌期から定額法により費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で定額法により費用処理しております。
(4) 役員退職慰労引当金 取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左	(4) 役員退職慰労引当金 取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
―――	(5) 環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。	(5) 環境対策引当金 同左
4　リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	4　リース取引の処理方法 同左	4　リース取引の処理方法 同左
5　ヘッジ会計の方法	5　ヘッジ会計の方法	5　ヘッジ会計の方法
①　ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理 なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。	①　ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。	①　ヘッジ会計の方法 同左
②　ヘッジ手段とヘッジ対象 a　ヘッジ手段 為替予約取引及び通貨オプション取引 ヘッジ対象 １年以内に購入が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務 b　ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 借入金	②　ヘッジ手段とヘッジ対象 同左	②　ヘッジ手段とヘッジ対象 同左
③　ヘッジ方針 当社の内規に基づき、外貨建債権債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。	③　ヘッジ方針 同左	③　ヘッジ方針 同左
④　ヘッジの有効性評価の方法 当社の内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の為替変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	④　ヘッジの有効性評価の方法 同左	④　ヘッジの有効性評価の方法 同左

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
６　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額の計上額 中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、租税特別措置法上の準備金等の繰入及び戻入による予想影響額を課税所得の算出上反映させております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	６　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ――― (1) 消費税等の会計処理 同左	６　その他財務諸表作成のための重要な事項 ――― (1) 消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
１　役員賞与に関する会計基準 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号 平成17年11月29日）を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ25百万円減少しております。役員賞与引当金は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	１　―――	１　役員賞与に関する会計基準 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号 平成17年11月29日）を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ50百万円減少しております。役員賞与引当金は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。
２　貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は19,805百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	２　―――	２　貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月９日 企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月９日 企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は19,887百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

表示方法の変更

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）
――――――	（中間貸借対照表） 前中間会計期間において有形固定資産の「その他」に含めておりました「構築物」は、資産の総額の100分の５を超えたため、当中間会計期間より区分掲記しております。 なお、前中間会計期間の「構築物」の金額は2,317百万円であります。

追加情報

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
――――――	１　役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しておりましたが、役員報酬制度の見直しに伴い、当中間会計期間より役員賞与引当金の計上はしておりません。	――――――

注記事項

（中間貸借対照表関係）

前中間会計期間末 （平成18年９月30日）	当中間会計期間末 （平成19年９月30日）	前事業年度末 （平成19年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 84,339百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 88,018百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 85,931百万円
※２　担保資産 建物　3,450百万円 機械装置　28,370 土地　1,998 有形固定資産その他　2,223 計　36,042 上記のうち工場財団 建物　3,450百万円 機械装置　28,370 土地　1,998 有形固定資産その他　2,218 計　36,038 上記の担保資産に対する債務 短期借入金　7,954百万円 （うち、工場財団分）　(7,304) 長期借入金　8,436 （うち、工場財団分）　(8,436) 計　16,391 (15,741) 上記の担保資産（工場財団）は、㈱白峰商会の借入金担保としても差し入れております。また、大一コンテナー㈱の借入金担保として、上記以外に土地1,077百万円・建物138百万円を差し入れております。	※２　担保資産 建物　3,380百万円 機械装置　27,104 土地　1,998 有形固定資産その他　2,163 計　34,647 上記のうち工場財団 建物　3,380百万円 機械装置　27,104 土地　1,998 有形固定資産その他　2,160 計　34,643 上記の担保資産に対する債務 短期借入金　4,780百万円 （うち、工場財団分）　(4,130) 長期借入金　4,294 （うち、工場財団分）　(4,294) 計　9,075 (8,425) 上記の担保資産（工場財団）は、㈱白峰商会の借入金担保としても差し入れております。また、大一コンテナー㈱の借入金担保として、上記以外に土地1,077百万円・建物132百万円を差し入れております。	※２　担保資産 建物　3,439百万円 機械装置　27,999 土地　1,998 有形固定資産その他　2,244 計　35,681 上記のうち工場財団 建物　3,439百万円 機械装置　27,999 土地　1,998 有形固定資産その他　2,239 計　35,676 上記の担保資産に対する債務 短期借入金　3,250百万円 （うち、工場財団分）　(2,600) 長期借入金　10,864 （うち、工場財団分）　(10,864) 計　14,114 (13,464) 長期借入金には、１年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。また、上記の担保資産（工場財団）は、㈱白峰商会の借入金担保としても差し入れております。また、大一コンテナー㈱の借入金担保として、上記以外に土地1,077百万円・建物135百万円を差し入れております。
３　保証債務 取引先等の銀行借入金に対し次のとおり保証を行っております。 百万円 日伯紙パルプ資源開発㈱　35,506 明治製紙㈱　3,080 大一コンテナー㈱　822 ㈱レックス　771 久保田製紙㈱　504 東海加工紙㈱　81 提携住宅ローン　6 40,770 日伯紙パルプ資源開発㈱への保証は、他社負担額を含めた連帯保証の総額で、当社保証分は334百万円であります。	３　保証債務 取引先等の銀行借入金に対し次のとおり保証を行っております。 百万円 日伯紙パルプ資源開発㈱　32,395 明治製紙㈱　2,895 大一コンテナー㈱　784 ㈱レックス　645 久保田製紙㈱　483 提携住宅ローン　5 37,209 日伯紙パルプ資源開発㈱への保証は、他社負担額を含めた連帯保証の総額で、当社保証分は305百万円であります。	３　保証債務 取引先等の銀行借入金に対し次のとおり保証を行っております。 百万円 日伯紙パルプ資源開発㈱　34,550 明治製紙㈱　2,992 大一コンテナー㈱　803 久保田製紙㈱　493 ㈱レックス　709 東海加工紙㈱　39 提携住宅ローン　5 39,594 日伯紙パルプ資源開発㈱への保証は、他社負担額を含めた連帯保証の総額で、当社保証分は325百万円であります。
※４　投資有価証券には、貸付有価証券2,851百万円が含まれております。	※４　投資有価証券には、貸付有価証券2,542百万円が含まれております。	※４　投資有価証券には、貸付有価証券が2,720百万円含まれております。
※５　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債その他に含めて表示しております。	※５　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債その他に含めて表示しております。	※５　――――
※６　中間期末日満期手形 中間期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当中間会計期間末日は、金融機関の休日であったため、当中間期末日満期手形が以下の科目に含まれています。 受取手形　312百万円	※６　中間期末日満期手形 中間期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当中間会計期間末日は、金融機関の休日であったため、当中間期末日満期手形が以下の科目に含まれています。 受取手形　145百万円	※６　事業年度末日満期手形 期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。従って、当事業年度末日は、金融機関の休日であったため、当事業年度末日満期手形が以下の科目に含まれております。 受取手形　295百万円

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
※１　営業外収益のうち主なもの	※１　営業外収益のうち主なもの	※１　営業外収益のうち主なもの
受取利息　0百万円	受取利息　0百万円	受取利息　1百万円
受取配当金　83	受取配当金　101	受取配当金　137
※２　営業外費用のうち主なもの	※２　営業外費用のうち主なもの	※２　営業外費用のうち主なもの
支払利息　173百万円	支払利息　241百万円	支払利息　366百万円
※３　特別利益のうち主なもの	※３　特別利益のうち主なもの	※３　特別利益のうち主なもの
投資有価証券売却益　8百万円	国庫補助金受入益　216百万円	投資有価証券売却益　28百万円
※４　特別損失のうち主なもの	※４　特別損失のうち主なもの	※４　特別損失のうち主なもの
固定資産除却損　33百万円	固定資産除却損　56百万円	固定資産除却損　92百万円
内訳	内訳	内訳
機械及び装置　21百万円	機械及び装置　3百万円	機械及び装置　45百万円
建物　1	建物　40	建物　5
撤去費その他　10	撤去費その他　12	撤去費その他　41
	たな卸資産評価変更　51	
	差額	
５　減価償却実施額	５　減価償却実施額	５　減価償却実施額
有形固定資産　1,844百万円	有形固定資産　2,190百万円	有形固定資産　3,698百万円
無形固定資産　25	無形固定資産　28	無形固定資産　51

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式　（注）	16,973	325	－	17,298
合計	16,973	325	－	17,298

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加 325株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間（自　平成19年４月１日　至　平成19年９月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式　（注）	19,065	－	19,065	－
合計	19,065	－	19,065	－

（注）普通株式の自己株式の株式数の減少 19,065株は、平成19年４月２日付で特種製紙株式会社との株式移転による共同持株会社「特種東海ホールディングス株式会社」の設立に伴い、同社普通株式へ移転されたことによる減少であります。

前事業年度（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式　（注）	16,973	2,092	－	19,065
合計	16,973	2,092	－	19,065

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加 2,092株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

（リース取引関係）

前中間会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	有形固定資産その他（百万円）	無形固定資産（百万円）	合計（百万円）
取得価額相当額	122	83	206
減価償却累計額相当額	91	67	159
中間期末残高相当額	31	15	47

（注）
取得価額相当額の算定は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

②　未経過リース料中間期末残高相当額

１年内	32百万円
１年超	14
合計	47

（注）
未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③　支払リース料　20百万円
④　減価償却費相当額　20百万円
⑤　減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２　転貸リース取引

①　未経過受取リース料中間期末残高

１年内	74百万円
１年超	160
合計	234

②　未経過支払リース料中間期末残高

１年内	74百万円
１年超	160
合計	234

３　オペレーティング・リース取引
（借主側）
未経過リース料

１年内	71百万円
１年超	465
合計	537

当中間会計期間（自　平成19年４月１日　至　平成19年９月30日）

１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	有形固定資産その他（百万円）	無形固定資産（百万円）	合計（百万円）
取得価額相当額	112	28	141
減価償却累計額相当額	90	24	115
中間期末残高相当額	21	3	25

（注）
取得価額相当額の算定は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

②　未経過リース料中間期末残高相当額

１年内	17百万円
１年超	8
合計	25

（注）
未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③　支払リース料　15百万円
④　減価償却費相当額　15百万円
⑤　減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２　転貸リース取引

①　未経過受取リース料中間期末残高

１年内	74百万円
１年超	86
合計	160

②　未経過支払リース料中間期末残高

１年内	74百万円
１年超	86
合計	160

３　オペレーティング・リース取引
（借主側）
未経過リース料

１年内	71百万円
１年超	393
合計	465

前事業年度（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）

１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	有形固定資産その他（百万円）	無形固定資産（百万円）	合計（百万円）
取得価額相当額	107	53	161
減価償却累計額相当額	79	46	125
期末残高相当額	27	7	35

（注）
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

②　未経過リース料期末残高相当額

１年内	27百万円
１年超	7
合計	35

（注）
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③　支払リース料　34百万円
④　減価償却費相当額　34百万円
⑤　減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２　転貸リース取引

①　未経過受取リース料期末残高

１年内	74百万円
１年超	123
合計	197

②　未経過支払リース料期末残高

１年内	74百万円
１年超	123
合計	197

３　オペレーティング・リース取引
（借主側）
未経過リース料

１年内	71百万円
１年超	429
合計	501

（有価証券関係）

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自　平成19年４月１日　至　平成19年９月30日）

当社は特種製紙株式会社と共同して株式移転により、平成19年４月２日付で完全親会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立しました。

なお、詳細については、「第５．経理の状況　中間連結財務諸表等（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

（１株当たり情報）

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

次へ

（重要な後発事象）

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
１　特種製紙㈱との経営統合 当社と特種製紙株式会社は、平成18年11月21日に開催した取締役会において、臨時株主総会の承認決議等所要の手続きを経た上で、平成19年４月１日を期日（予定）として対等の精神で、株式移転により共同持株会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立することを決議し、基本合意書を締結いたしました。 (1) 株式移転による経営統合の目的 両社は共に静岡県に基盤を持つ製紙会社として特色のある事業展開を行ってまいりましたが、昨今の我が国の製紙業界は、経済構造の変化により国内需要の伸びは期待できない状況にあり、さらに原燃料費の高騰等により企業を取り巻く環境は一段と厳しくなってきております。両社は、今後の業界環境の変化に柔軟に対応し、今後の成長戦略をより発展的に推進することを目的とし、共同持株会社設立による本経営統合を行うこととといたしました。 (2) 経営統合の要旨 ① 株式移転の日程 平成18年11月21日　基本合意書締結 平成18年12月20日　両社臨時株主総会に係る基準日 平成18年12月22日（予定）両社取締役会（株式移転計画の作成） 平成19年２月中旬（予定）両社臨時株主総会（株式移転計画承認） 平成19年３月27日（予定）両社上場廃止日 平成19年４月１日（予定）株式移転期日 平成19年４月２日（予定）持株会社の設立登記日（効力発生日）、持株会社上場日 平成19年５月中旬（予定）株券交付日 ② 株式移転比率 会社名 / 当社 / 特種製紙 株式移転比率 / 1 / 1.73 注．当社及び特種製紙は、1,000株を１単元とする単元株制度を採用しております。	―――	（特種製紙株式会社との共同持株会社設立による経営統合について） 当社と特種製紙株式会社は、製紙業界の変化に柔軟に対応し、今後の成長戦略を発展的に推進するため製紙業界の中でユニーク且つ存在感のある企業グループを形成することを目的とし、平成19年４月２日に株式移転により完全親会社となる共同持株会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立しました。この結果、当社は同社の完全子会社となりました。 (1) 持株会社の概要 名称 特種東海ホールディングス株式会社 事業内容 グループ会社の経営管理及びそれに附帯する業務 本店所在地 静岡県島田市 代表者 代表取締役社長　安本　昌司 代表取締役副社長　三澤　清利 資本金 100億円 (2) 議決権のある株式の移転比率及びその算定方式 ①議決権のある株式の移転比率 当社株式１株に対し持株会社株式１株を交付し、特種製紙株式１株に対し持株会社株式1.73株を交付しました。 ②移転比率の算定方法 株式移転比率につきましては、東海パルプ株式会社が三菱UFJ証券株式会社、特種製紙株式会社がみずほ証券株式会社をファイナンシャルアドバイザーに指名し、第三者機関としての評価を依頼し、両社はそれぞれの評価結果を勘案した上で、協議、交渉をし、決定いたしました。 (3) 株式移転により交付した株式数 当社株式の株式移転により交付した株式数　65,819,894株 特種製紙株式会社の株式の株式移転により交付した株式数　88,077,616株 合計　153,897,510株 (注)すべて普通株式であります。

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
a 株主に対する株式の割当 上記株式移転比率に従い、当社普通株式１株に対し、共同持株会社の普通株式１株を、特種製紙普通株式１株に対し、共同持株会社の普通株式1.73株を、それぞれ割り当てます。ただし、この株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合、または、重大な影響を与える事由が生じた場合には、両社協議の上、株式移転比率を変更することがあります。 b 株式移転比率の算定根拠 当社は三菱ＵＦＪ証券㈱を、特種製紙はみずほ証券㈱をそれぞれフィナンシャルアドバイザーに指名し、株式移転比率に対する第三者機関としての評価を依頼しました。三菱ＵＦＪ証券㈱は、市場株価平均法、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）、修正簿価純資産法等の手法を用いた上で、これらの結果を総合的に勘案して株式移転比率を算定し、みずほ証券㈱は、市場株価基準法、時価純資産法、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）等の手法を用いた上で、これらの結果を総合的に勘案して株式移転比率を算定しました。 c 持株会社が発行する予定の株式の種類及び数 株式移転に際して持株会社が発行する予定の株式の種類及び数は、普通株式153,271,120株であります。また、一単元の株式数は、1,000株とする予定です。 ③ 持株会社の上場 持株会社は、東京証券取引所に新規上場を行うこととなる予定です。上場日は、東京証券取引所の規則等に基づき決定されますが、持株会社の登記申請日である平成19年４月２日となる予定です。これに伴い、当社は、平成19年３月27日をもって上場廃止となる予定です。	―――	(4) 企業結合後の議決権比率 当社　45.5% 特種製紙株式会社　54.5% (注)特種東海ホールディングス株式会社に対して各社株主が有することになった取得か持分の結合かを識別するための議決権比率であります。 (5) 当該企業結合を持分の結合と判定した理由 当該企業結合が取得か持分の結合かの識別につきましては、企業結合会計基準に従い、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引ではないことを確認のうえ、対価要件、議決権比率要件、議決権比率以外の支配要件を検討した結果、持分の結合と判断し、会計処理は持分プーリング法を適用いたしました。

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
(3) 持株会社の概要 ① 商号 特種東海ホールディングス株式会社 ② 事業内容 特種東海ホールディングスは、傘下子会社及びグループの経営管理並びにそれに附帯する業務を行います。 ③ 本店所在地 静岡県島田市向島町4379番地 ④ 取締役及び監査役（予定） 代表取締役社長　安本　昌司 代表取締役副社長　三澤　清利 その他数名の取締役及び監査役を選任する予定です。 ⑤ 資本金 100億円 ⑥ 発行予定株式数 発行予定株式数は、153,271,120株（一単元の株式数は1,000株とする予定です）。但し、上記株式数については当社が発行している転換社債型新株予約権付社債の転換権の行使により調整される可能性があります。 ⑦ 決算期 ３月31日 ⑧ 配当政策 従前と変わらない配当額の水準を基本として、安定配当を行う予定です。 (4) 特種製紙の概要 ① 事業内容 特殊印刷用紙・特殊機能紙の製造、加工、販売 ② 設立年月日 大正15年11月21日 ③ 本店所在地 静岡県駿東郡長泉町本宿501番地 ④ 代表者 代表取締役社長　三澤　清利 ⑤ 資本金：平成18年９月30日現在 6,867百万円 ⑥ 従業員数：平成18年９月30日現在 545名（連結） ⑦ 売上高及び当期純利益：平成18年３月期 売　上　高 21,496百万円（連結） 当期純利益　1,246百万円（連結） ⑧ 純資産及び総資産：平成18年３月31日現在 純　資　産 42,521百万円（連結） 総　資　産 51,811百万円（連結）	―――	―――

前中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成19年４月１日 至　平成19年９月30日）	前事業年度 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）
２　新株予約権付社債の繰上償還 平成18年11月21日に開催された当社取締役会において、当社が発行した第１回無担保転換社債型新株予約権付社債を繰上償還することを決議いたしました。 (1) 繰上償還を行う理由 当社は、別途記載の通り、平成19年４月１日を期日（予定）として、特種製紙と株式移転による共同持株会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立し、その完全子会社となる予定です。これに伴い、現在証券取引所に上場されている当社株式及び本社債は上場廃止となる予定であることから、繰上償還を実施することといたしました。 (2) 繰上償還の方法 未償還残高の全額繰上償還による (3) 未償還残高：平成18年11月末現在 3,261百万円 (4) 繰上償還金額 額面100円につき102円 (5) 繰上償還期日 平成19年３月（予定） (6) 転換請求期間満了日 平成19年３月（予定）※繰上償還期日の前銀行営業日となる (7) 償還資金の内容 自己資金及び借入金 (8) 社債の減少による支払利息の減少見込額 なし (9) 繰上償還の条件 平成19年２月開催予定の当社及び特種製紙の臨時株主総会において、株式移転による共同持株会社の設立に関する議案が承認されることを条件とする。	―――	―――

(2) 【その他】

平成19年12月25日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

（イ）中間配当による配当金の総額……1,800百万円

（ロ）１株当たりの金額……27円35銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日……平成19年12月26日

（注）　平成19年９月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第６【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号及び第４号の規定（親会社の異動及び主要株主の異動）に基づくもの			平成19年４月２日 東海財務局長に提出。
(2) 有価証券報告書及びその添付書類	事業年度	(第167期)	自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日	平成19年６月26日 東海財務局長に提出。
(3) 有価証券報告書の訂正報告書	事業年度	(第167期)	自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日	平成19年10月26日 東海財務局長に提出。
(4) 有価証券報告書の訂正報告書	事業年度	(第167期)	自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日	平成19年12月６日 東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

東海パルプ株式会社

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	望月　正芳	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	富永　貴雄	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海パルプ株式会社の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海パルプ株式会社及び連結子会社の平成18年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

１．重要な後発事象の１ に記載されているとおり、会社は、平成18年11月21日開催の取締役会において、特種製紙株式会社と株式移転により共同持株会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立することを決議し、基本合意書を締結した。

２．重要な後発事象の２ に記載されているとおり、会社は、平成18年11月21日開催の取締役会において、第１回無担保転換社債型新株予約権付社債を繰上償還することを決議した。

３．事業の種類別セグメント情報の（注）４ 事業区分の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間から事業区分を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月26日

東海パルプ株式会社

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	望月　正芳	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	富永　貴雄	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海パルプ株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年４月１日から平成19年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海パルプ株式会社及び連結子会社の平成19年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年４月１日から平成19年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

１．中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４（1）③に記載されているとおり、会社及び一部の連結子会社はたな卸資産の評価基準を変更した。

２．中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４（2）① イ．に記載されているとおり、会社及び一部の連結子会社は有形固定資産の減価償却方法を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

東海パルプ株式会社

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	望月　正芳	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	富永　貴雄	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海パルプ株式会社の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第167期事業年度の中間会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東海パルプ株式会社の平成18年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

１．重要な後発事象の１ に記載されているとおり、会社は、平成18年11月21日開催の取締役会において、特種製紙株式会社と株式移転により共同持株会社「特種東海ホールディングス株式会社」を設立することを決議し、基本合意書を締結した。

２．重要な後発事象の２ に記載されているとおり、会社は、平成18年11月21日開催の取締役会において、第１回無担保転換社債型新株予約権付社債を繰上償還することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月26日

東海パルプ株式会社

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	望月　正芳	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	富永　貴雄	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海パルプ株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第168期事業年度の中間会計期間（平成19年４月１日から平成19年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東海パルプ株式会社の平成19年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年４月１日から平成19年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

１．中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項１（3）に記載されているとおり、会社はたな卸資産の評価基準を変更した。

２．中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項２（1）①に記載されているとおり、会社は有形固定資産の減価償却方法を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。